



熊本県公報

第 1 1 8 6 9 号
平成 21 年 12 月 22 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の指定 (高齢者支援総室) 1
- 道路の区域変更 (道路保全課) 1
- 道路の供用開始 (") 2

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (建築課) 2
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (") 2
- 換地計画の決定 (農村整備課) 2
- 阿蘇郡南小国町上中原における入会林野整備計画の適否 (林業振興課) 3
- 換地計画の決定 (農村整備課) 3

登 載 依 頼

- 熊本県教科用図書採択地区に関する告示の一部を改正する告示 (義務教育課) 3
- 指定管理者の募集 (文化課) 3

告 示

熊本県告示第 1 1 2 8 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文、第 4 6 条第 1 項並びに第 4 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設を別冊のとおり指定し、同法第 9 4 条第 1 項の規定により介護老人保健施設を別冊のとおり許可したので、同法第 7 8 条、第 8 5 条、第 9 3 条、第 1 0 4 条の 2 及び第 1 1 5 条の規定により公示する。
 平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 1 1 2 9 号
 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡御船町大字滝尾字矢筈 6 7 番 2 地先から 同所 7 2 番地先まで	前	13.7 ～ 58.7	137.1	地基創 防災 (防災 工事)
			後	13.7 ～ 95.6		
一般県道	囲砥用線	上益城郡山都町柚木字岩上平 1 4 4 5 番 1 地先から 同所 1 4 6 5 番 1 地先まで	前	4.0 ～ 12.1	293.8	単防災 (現道 拡幅及 び防災 工事)
			後	4.6 ～		

			35.2	
--	--	--	------	--

2 区域を変更する期日 平成21年12月22日

熊本県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月22日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字水越字鉄鶴 1079番1地先から 同所 1110番1地先まで	46.5	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年12月22日

公 告

熊本県公告第673号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番2163及び同2000番2164
499.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市龍田町弓削844番1
宮島 美穂

熊本県公告第674号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番2162
628.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県大牟田市不知火町三丁目129番地4本多方
佐藤 弘法

熊本県公告第675号

県営鹿本北部二期地区（白坂工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成21年12月24日から
平成22年1月27日まで
- 2 縦覧の場所 山鹿市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第676号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第3条の規定により阿蘇郡南小国町に事務所を置く上中原入会林野整備組合代表者宮崎良久から上中原入会林野整備計画の認可申請があり、法第6条第1項の規定により当該入会林野整備計画を適当とする旨の決定をしたので、同条第4項の規定によりその旨を公告し、かつ、当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、法第7条第1項の規定により縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに異議を申し出ることができる。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧期間
平成21年12月22日から平成22年1月20日まで
- 2 縦覧の場所
熊本県農林水産部林業振興課
阿蘇地域振興局農林部林務課
南小国町役場
- 3 縦覧に供する書類
上中原入会林野整備計画書の写し

熊本県公告第677号

県営東西屋敷地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間
平成21年12月24日から
平成22年1月27日まで
- 2 縦覧の場所
熊本市役所飽田出張所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登録依頼

熊本県教育委員会告示第14号

昭和39年5月9日熊本県教育委員会告示第43号（熊本県教科用図書採択地区）の一部を次のように改正し、平成22年3月23日から施行する。

平成21年12月22日

熊本県教育委員会委員長 古荘 文子

熊本県教科用図書採択地区の表中

鹿本地区	山鹿市、鹿本郡
------	---------

を

鹿本地区	山鹿市
------	-----

に

改める。

熊本県教育委員会公告第22号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成21年12月22日

熊本県教育委員会委員長 古荘 文子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県立美術館分館（以下「美術館分館」という。）
 - (2) 場所
熊本市千葉城町2番8号
 - (3) 施設の内容、規模等
 - ア 敷地面積 4,071.43平方メートル
 - イ 主な建物 美術館分館（鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階、塔屋1階、延床面積5,084.62平方メートル）
 - (4) 施設の概要
美術館分館（展示室及び展示関連施設、付属施設、事務管理施設、機械室、倉庫）
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 展示のための施設を提供する業務
 - (2) 美術館分館の利用の許可に関する業務
 - (3) 美術館分館の設備の維持及び修繕に関する業務
 - (4) その他、指定管理者が美術館分館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
 - ア 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定手続に関する規則（平成16年教育委員会規則第6号）別記様式）
 - イ 熊本県立美術館分館指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面
 - (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁文化課総務係（県庁新館6階）
郵便番号862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2704
 - (3) 提出期間
平成21年12月25日（金）から平成22年1月13日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

- (4) 提出部数
2部
- 6 指定管理候補者の選定
平成22年1月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の配付
5の(2)に掲げる場所で、平成21年12月22日(火)から平成22年1月12日(火)までの間に、配付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成21年12月25日(金)午後1時00分
- (2) 場所
熊本県立美術館分館会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ その他選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、熊本県立美術館分館の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。